

平成28年（2016年）4月4日
総務部 行政改革課
（課長）井出 英治 （担当）原 昌英
電 話：026-235-7029（直通）
026-232-0111（代表）内線2555
F A X：026-235-7030
E-mail：gyokaku@pref.nagano.lg.jp

副知事の担当事務に関する規程の一部改正について

- 1 平成28年度重点施策等を踏まえた担当事務の見直し
- 2 担当地域について一部を変更

	改正前	改正後
・ 太田副知事	佐久地域	上伊那地域
・ 中島副知事	上伊那地域	佐久地域

【以下改正後全文】

副知事の担当事務に関する規程

平成27年3月26日
訓令第2号

改正 平成28年3月31日訓令第5号

本庁内部部局
現 地 機 関

副知事の担当事務に関する規程を次のように定めます。

副知事の担当事務に関する規程

（担当事務）

第1条 副知事の担当事務は、次のとおりとする。

（1）副知事太田寛の担当事務

ア 部局間の連携及び信州創生戦略の推進等に係る次に掲げる重点政策に関すること。

（ア）共創躍動県づくり（信州産業のイノベーション創出・地消地産の推進）

（イ）交流観光県づくり（観光大県づくり・交通ネットワークを活かした県土づくり）

（ウ）人材の育成

（エ）県土強靱化の推進

（オ）産業経済の振興

（カ）行政・財政改革及びコンプライアンスの推進

イ 上伊那地域、下伊那地域、木曽地域、松本地域及び北信地域に関すること。

ウ 危機管理部、企画振興部、総務部、産業労働部、観光部、建設部及び会計局の事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）第2条第1項に規定する事務処理に関すること。

エ 企業局及び行政委員会（教育委員会を除く。）との連絡調整に関すること。

オ その他知事が指定する事務に関すること。

(2) 副知事早川恵理の担任意務

ア 部局間の連携及び信州創生戦略の推進等に係る次に掲げる重点政策に関すること。

(ア) 郷学郷就県づくり（学びの郷信州の創造・信州ならではの働き方推進）

(イ) 攻めの農林業の展開

(ウ) 子育て支援

(エ) 健康長寿県づくり

(オ) 文化芸術の振興

(カ) 国際連携の強化

(キ) 環境・エネルギー政策

(ク) 男女共同参画の推進

イ 佐久地域、上小地域、諏訪地域、北安曇地域及び長野地域に関すること。

ウ 県民文化部、健康福祉部、環境部、農政部及び林務部の事務処理規則第2条第1項に規定する事務処理に関すること。

エ 教育委員会との連絡調整に関すること。

オ その他知事が指定する事務に関すること。

(担任の特例)

第2条 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その担任する事務は、他の副知事が担任する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成28年3月31日訓令第5号）

平成28年4月1日から施行します。